

第3次

六ヶ所村地域福祉活動計画書

(令和7年度～令和11年度)

スローガン

「支えあい 温もりとやすらぎのもてる
まちづくり」



社会福祉法人 六ヶ所村社会福祉協議会

はじめに

この度、六ヶ所村社会福祉協議会では、住民組織代表、関係行政機関、社会福祉施設、福祉関係団体、教育・保健関係者、学識経験者、村社協、その他会長が必要と認める者で構成する六ヶ所村地域福祉活動計画策定委員会を設置し、第3次六ヶ所村地域福祉活動計画を策定いたしました。

私たちが住む六ヶ所村においても少子高齢化と人口減少が進んでおり、核家族化の増大や価値観の多様化により個人主義が進み、地域内での人と人のつながりが希薄化しています。これまでは当たり前だった家族内での相互扶助が困難となり、さらに生活困窮などの生活上のさまざまな課題を抱えている人々が増えています。

これからも住み慣れた地域で暮らし続けるためには、公的制度による支援だけでは限界があり、住民参加のもと行政をはじめ、自治会、民生委員児童委員協議会などの関係機関や福祉団体、施設、ボランティア団体などと連携・協働し、自助・共助・互助・公助の取り組みをさらに推し進めていくことが重要になります。

この第3次六ヶ所村地域福祉活動計画は、今後5年間の六ヶ所村社会福祉協議会の活動の基本となるものです。計画に基づいて地域福祉を一層推進するため、住民、関係機関、関係団体の皆さま方のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定にあたりまして多大なるご尽力をいただきました策定委員会委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただいた関係者の皆さまに対しまして、心より感謝申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人 六ヶ所村社会福祉協議会
会 長 橋 本 喜代二

も く じ

第 1 章 地域福祉活動計画の基本方針

第 1 節 基本理念	1
第 2 節 基本目標	2
第 3 節 策定方法	2
第 4 節 計画の体系図	3

第 2 章 六ヶ所村の概況及び社会福祉の状況

第 1 節 人口動態など

1 人口の推移	4
2 人口ピラミッド	5
3 人口推計	6
4 自然動態・社会動態	7
5 世帯の状況	8
6 合計特殊出生率	10
7 就業及び産業の状況	11
8 障害者手帳所持者数	13
9 要介護等認定者の推移	14
10 生活保護の状況	15

第 2 節 社会福祉の状況

1 自治会・町内会の状況	16
2 ボランティア団体等の状況	16
3 社会福祉協議会の状況	17
4 民生委員・児童委員の状況	17

第 3 章 基本計画・実施計画・実施事業

第 1 節 基本計画 1 地域福祉活動の推進	18
第 2 節 基本計画 2 相談支援体制の強化	21
第 3 節 基本計画 3 在宅福祉の充実と福祉団体の支援	28
第 4 節 基本計画 4 指定管理及び事業の受託	41
第 5 節 基本計画 5 社協基盤の充実強化	43

第4章 計画の進行管理と評価・修正

第1節 計画の進行管理と評価・修正	48
-------------------	----

(資料)

資料1 第3次六ヶ所村地域福祉活動計画策定の経過	49
資料2 六ヶ所村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	50
資料3 第3次六ヶ所村地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	52

第 1 章

地域福祉活動計画の基本方針

第 1 節 基本理念

第 2 節 基本目標

第 3 節 策定方法

第 4 節 計画の体系図

第1章 地域福祉活動計画の基本方針

第1節 基本理念

笑顔の見える福祉・喜びの持てる福祉・夢と希望の持てる福祉

近年、少子高齢化の進展や核家族化の進行、一人暮らし高齢者及び高齢世帯の増加など、生活の営み方、人生観、価値観など個人の生き方が多様化しています。そして、そのことによって生み出される生活課題や福祉ニーズは複雑化し、常に変化しています。

また、大規模な自然災害が多発し、災害時における高齢者や障がい者等に対する支援についても関心が高まっています。

こうした課題を解決し、ニーズに対応するためには、これまでのように行政によるサービスの提供だけでは対応が難しく、地域にあるさまざまな団体、人々が連携し、皆が幸せであるために何ができるのかを考え、共に解決に向け取り組んでいく必要があります。

住み慣れた自分たちの地域で、自分らしい暮らしが続けられるように、住民一人ひとりのほか、自治会・町内会・ボランティア活動などの取り組み、行政などが連携し、協働によって支え合い、助け合っていくことが求められています。

わたしたちは、「笑顔の見える福祉・喜びの持てる福祉・夢と希望の持てる福祉」を基本理念とし、さまざまな人々がお互いを尊重しあい暮らす「地域共生社会」の実現をめざし、地域住民とともに地域福祉を推進して参ります。

第2節 基本目標

1. 地域に笑顔の見えるまちづくり

わたしたちは、地域に住む全ての人とその人らしく、いきいきとした生活が送れるように、地域住民で支え合い、そして助け合い、「地域に笑顔の見えるまちづくり」を目指します。

2. 喜びを持ち共に支え合うまちづくり

わたしたちは、地域で暮らす全ての住民が地域福祉に関心を持ち、地域福祉の担い手となり、「喜びを持ち共に支え合うまちづくり」を目指します。

3. 夢と希望と生きがいのあるまちづくり

わたしたちは、地域で安心して暮らしていけるよう、住民同士のふれあい、交流の促進など、地域の絆・つながりを強める取り組みを進め、「夢と希望と生きがいのあるまちづくり」を目指します。

第3節 策定方法

この計画の参考資料として、「六ヶ所村地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果（調査期間：令和4年9月～10月）」を活用しました。調査結果から見える各項目の具体的な数値と分析の結果をもとに、活動計画では、具体的に何を行うべきで、どのように活動を展開するべきかという視点へとつなぎ、計画を策定しました。

第4節 計画の体系図



第2章

六ヶ所村の概況及び社会福祉の状況

第1節 人口動態など

- 1 人口の推移
- 2 人口ピラミッド
- 3 人口推計
- 4 自然動態・社会動態
- 5 世帯の状況
- 6 合計特殊出生率
- 7 就業及び産業の状況
- 8 障害者手帳所持者数
- 9 要介護等認定者の推移
- 10 生活保護の状況

第2節 社会福祉の状況

- 1 自治会・町内会の状況
- 2 ボランティア団体等の状況
- 3 社会福祉協議会の状況
- 4 民生委員・児童委員の状況

第2章 六ヶ所村の概況及び社会福祉の状況

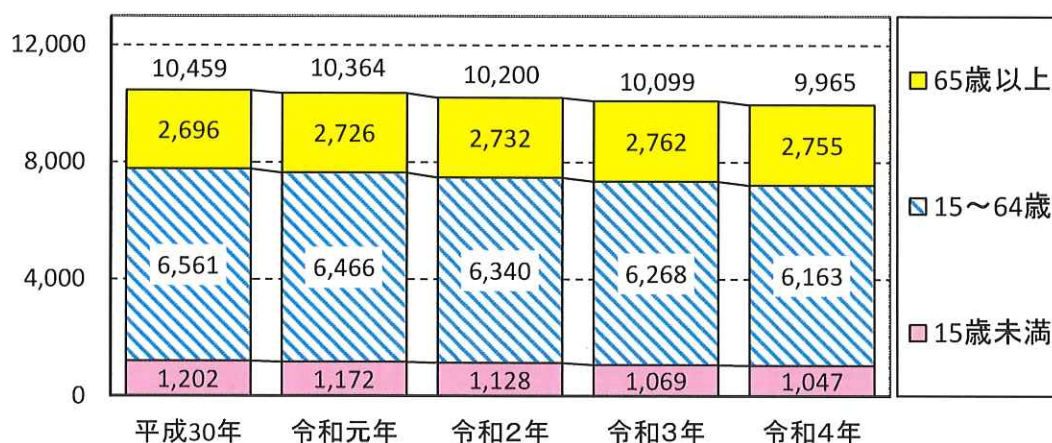
第1節 人口動態など

1. 人口の推移

本村の総人口は年々減少しており、平成30年は10,459人でしたが、令和4年では9,965人となっています。年齢3区分人口では、15歳未満の年少人口、15歳～64歳の生産者人口は減少傾向で推移していますが、65歳以上の老年人口は増加しています。

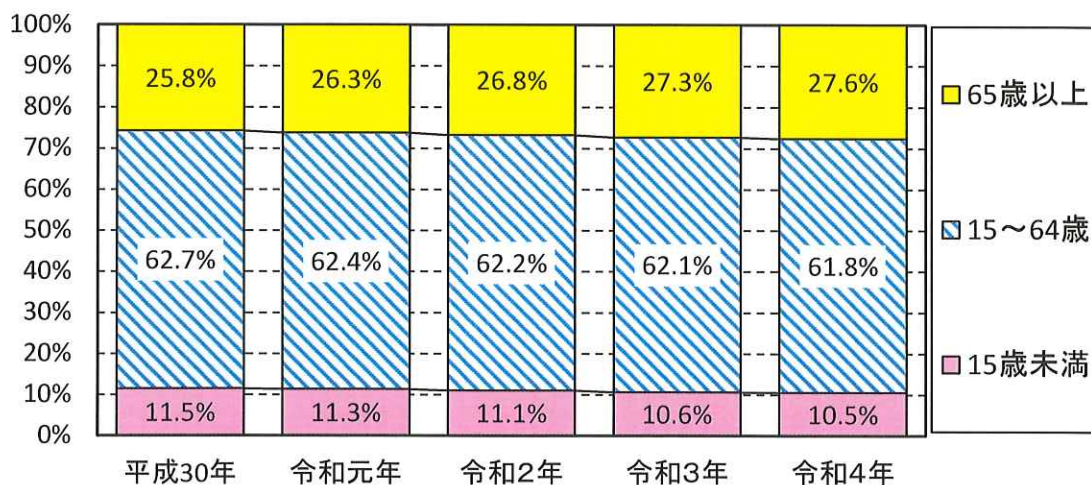
また、年齢3区分の人口構成の推移をみると、年少人口と生産年齢人口が減少する一方、65歳以上の高齢者人口は増加し令和3年では、年少人口割合10.5%、生産年齢人口割合61.8%、老年人口27.6%となっています。

■人口の推移
(人)



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分人口構成比の推移



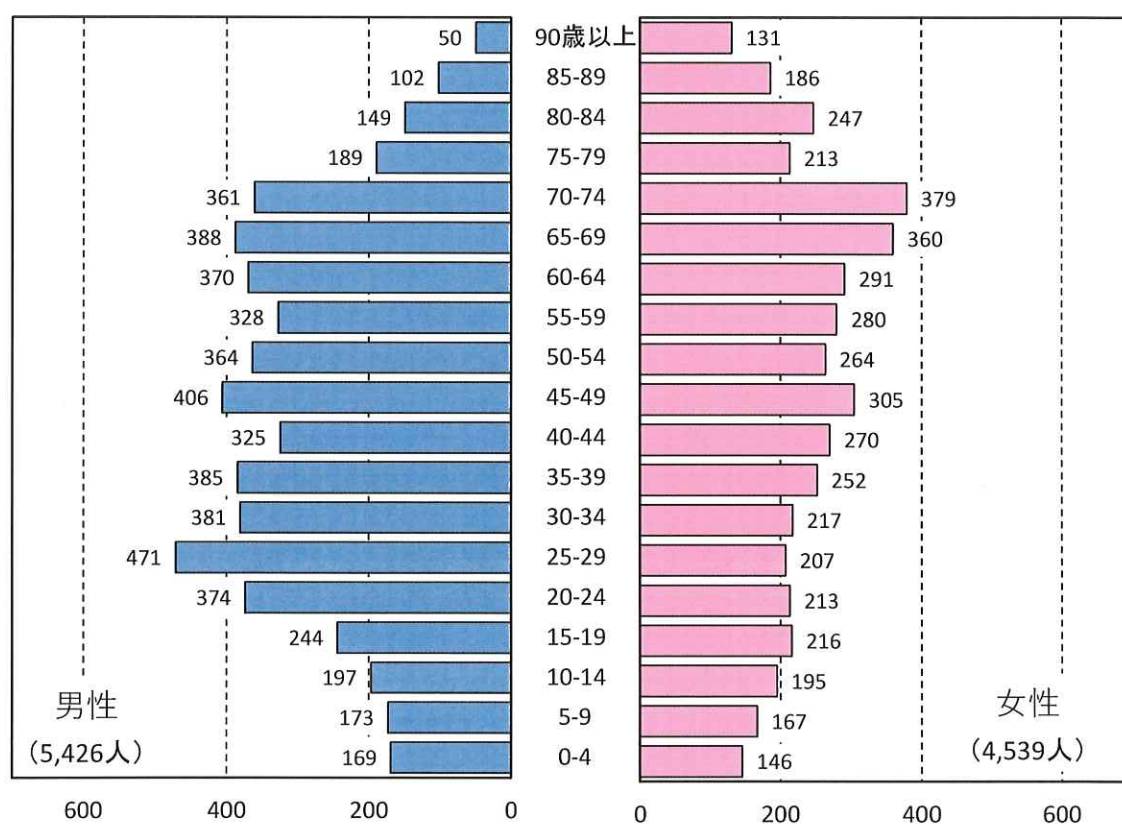
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 人口ピラミッド

令和4年4月1日現在での人口ピラミッドをみると、ピラミッド下部の年少人口の人数割合が少なく、今後も人口減少が予測されます。

また、男女ともに、65歳～74歳の人口構成が高い傾向にあり、今後75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれます。

■人口ピラミッド

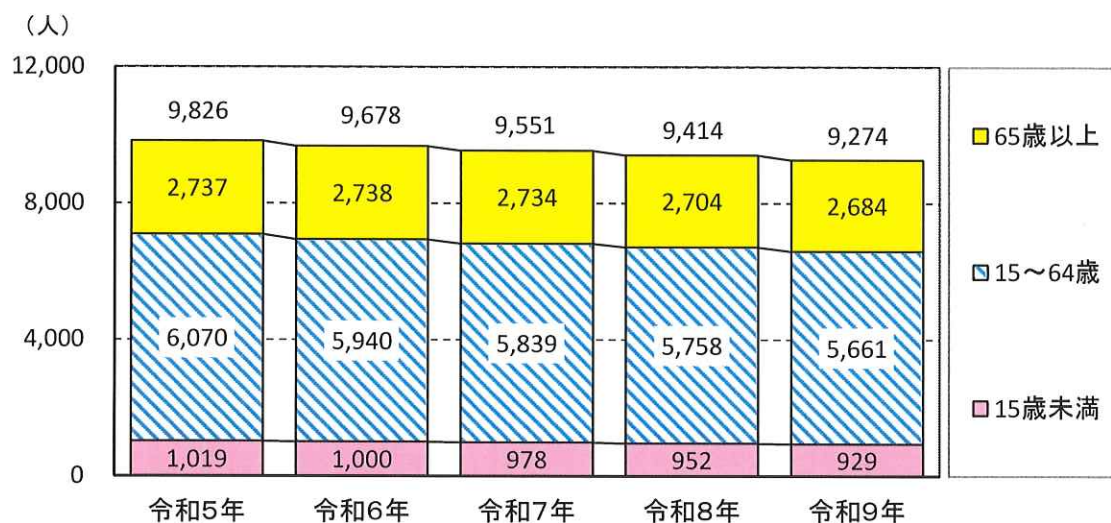


資料：住民基本台帳（令和4年4月1日現在）

3. 人口推計

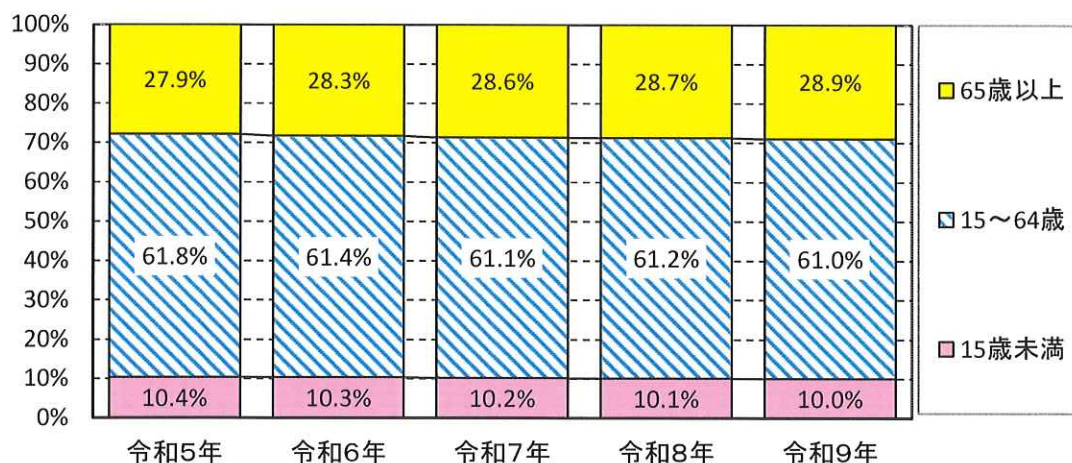
令和5年から5年間の推計人口をみると、総人口は減少傾向で推移し計画の最終年度の令和9年には9,274人まで減少すると推計されます。年齢3区分の人口構成の推計をみると、年少人口、生産年齢人口の割合が減少する一方、65歳以上の老年人口割合は増加し、令和9年のには28.9%になると推計されます。

■人口推計



資料：平成30年～令和4年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による人口推計

■年齢3区分人口構成比の推計



資料：平成30年～令和4年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による人口推計

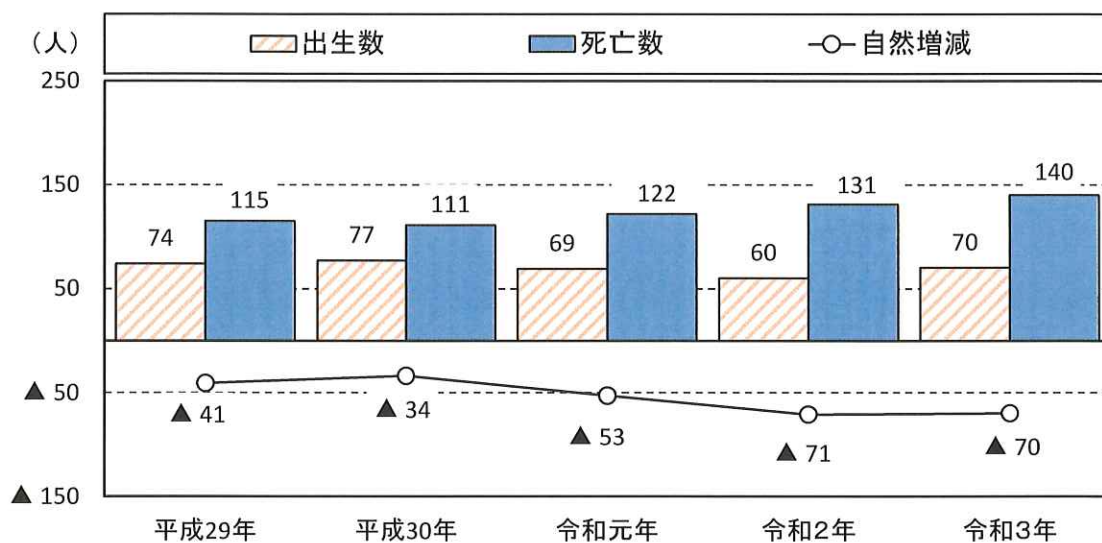
※コーホート変化率法：各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

4. 自然動態・社会動態

本村の自然動態について、出生数と死亡数の推移を見ると、常に死亡数が出生数を大きく上回り、令和3年ではマイナス70人となっています。

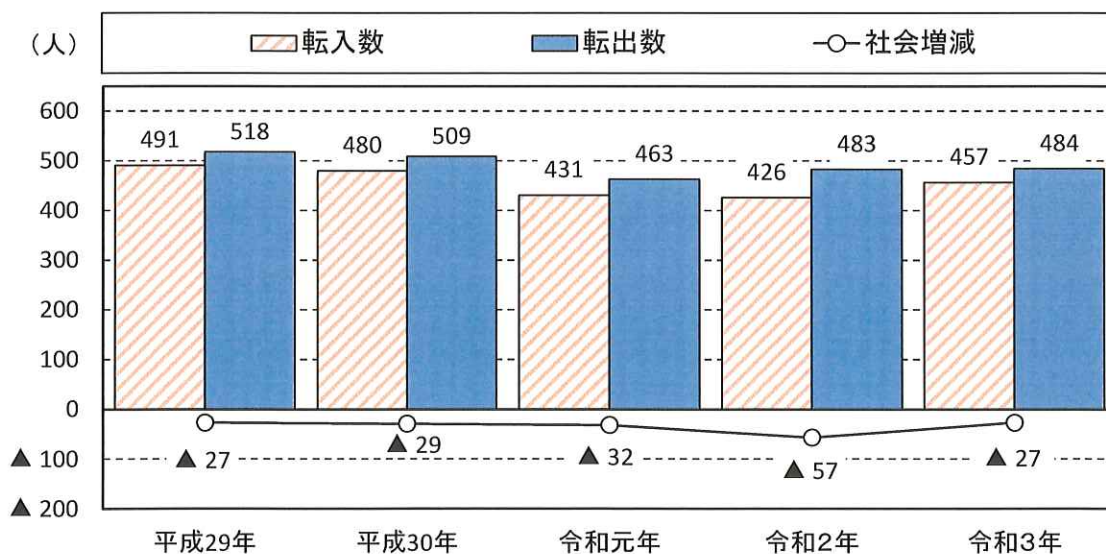
また、社会動態については、常に転出数が転入数を上回り、令和4年ではマイナス27人となっています。

■自然動態



資料：青森県人口移動統計

■社会動態



資料：青森県人口移動統計

5. 世帯の状況

世帯数は減少傾向にあり、令和2年では5,167世帯、1世帯あたり人員数は2.0人となっています。母子世帯数は74世帯、父子世帯数は13世帯となっています。

65歳以上の高齢者のいる世帯は1,723世帯となっています。

高齢者単身世帯が増加傾向で推移しており、442世帯となっています。

■世帯の状況

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	4,500	4,725	4,673	5,167
核家族世帯数	1,873	1,938	1,861	1,898
（対一般世帯数比）	41.6%	41.0%	39.8%	36.7%
その他の親族のみの世帯数	802	688	631	493
（対一般世帯数比）	17.8%	14.6%	13.5%	9.5%
非親族世帯数	4	21	29	20
（対一般世帯数比）	0.1%	0.4%	0.6%	0.4%
単身世帯数	1,821	2,078	2,152	2,756
（対一般世帯数比）	40.5%	44.0%	46.1%	53.3%
一般世帯人員	11,074	10,958	10,357	10,169
一世帯当たりの人員	2.5	2.3	2.2	2.0

資料：国勢調査

※一般世帯：住居と生計をともししている人の集まりや単身者で持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯

※核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯

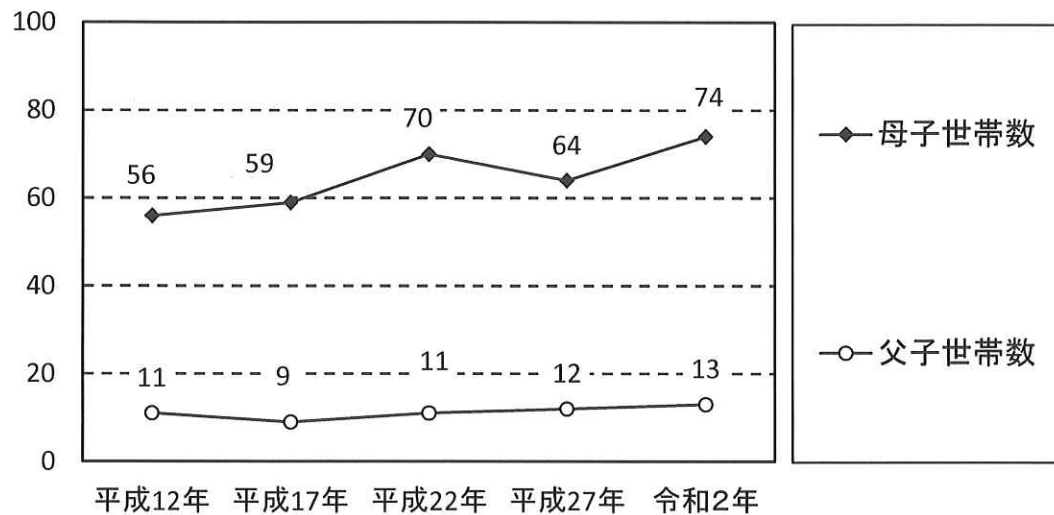
※その他の親族のみの世帯：核家族世帯以外の二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

※非親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

※単身世帯：世帯人員が一人の世帯

■母子・父子世帯の状況

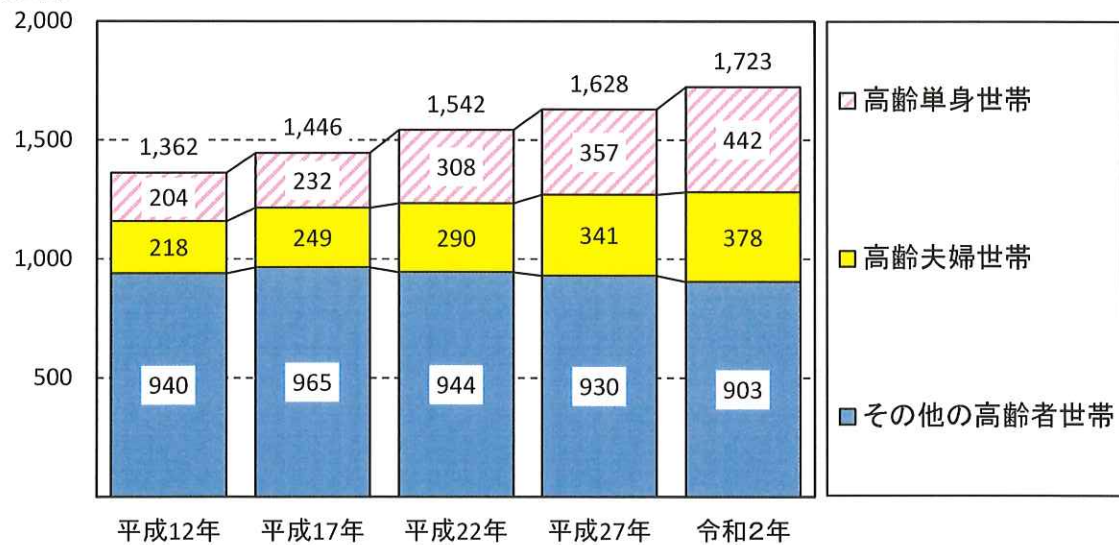
(世帯)



資料：国勢調査

■高齢者世帯の状況

(世帯)

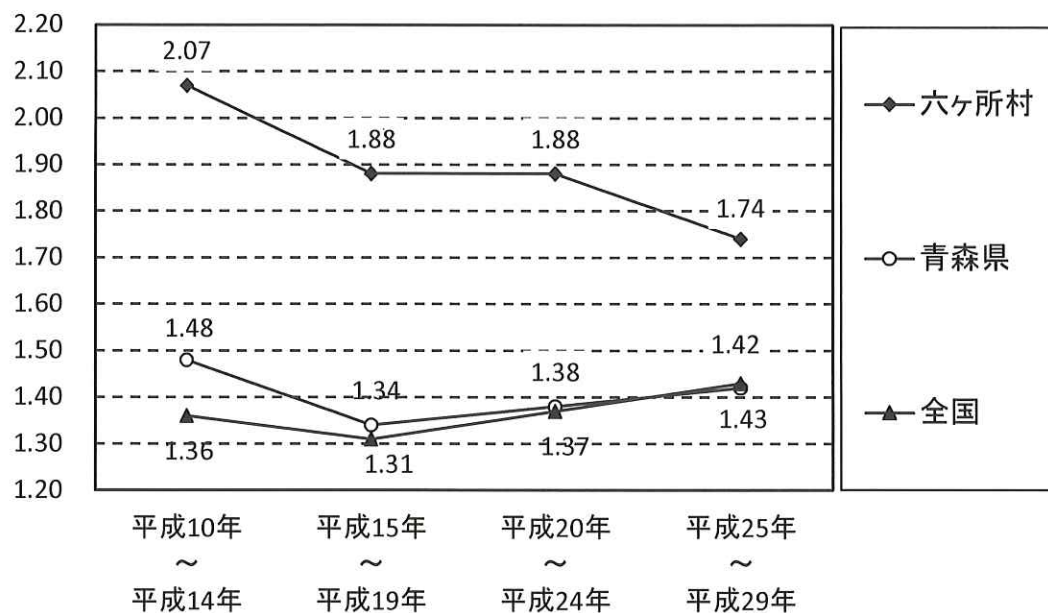


資料：国勢調査

6. 合計特殊出生率

合計特殊出生率をみると全国平均や県平均よりも常に高く推移していますが、減少傾向で推移しています。

■ 合計特殊出生率



資料：青森県人口動態統計

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したもの。

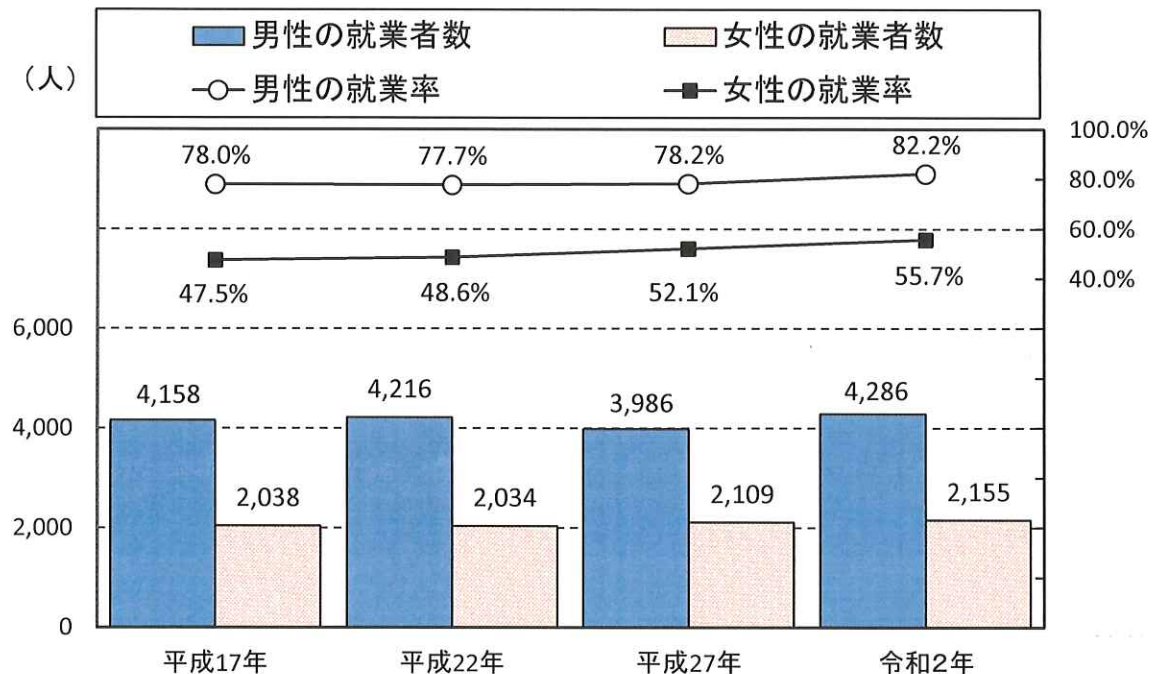
7. 就業及び産業の状況

男女別の就業状況は、平成 22 年以降、就業率は上昇傾向で推移しています。令和 2 年では男性 82.2%、女性 55.7%となっています。

また、産業分類では、女性の第 3 次産業の割合が大きく、令和 2 年には、67.1%と 7 割近くが第 3 次産業従事者となっています。

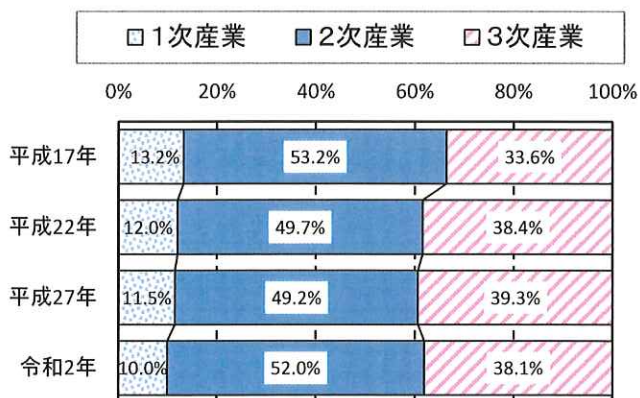
男女年齢別の就業率をみると、女性では、平成 27 年以前までは、20 代後半から 30 代後半で出産などによって就業率が落ち込む女性特有の M 字型曲線を示していたものの、令和 2 年では、20 代後半から 30 代後半の就業率の上昇により、男性の示す曲線に近づいています。

■男女別就業状況



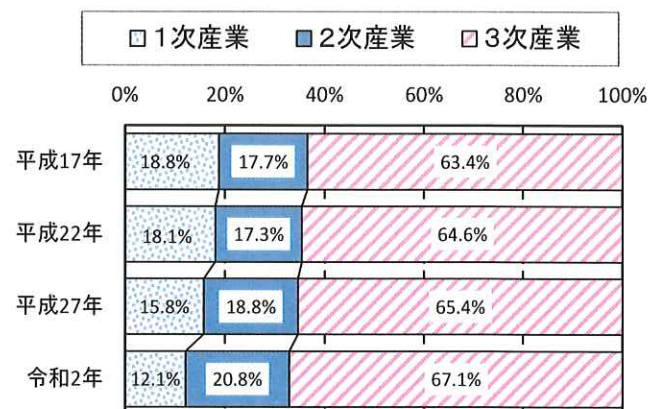
資料：国勢調査

■男女別産業分類（男性）



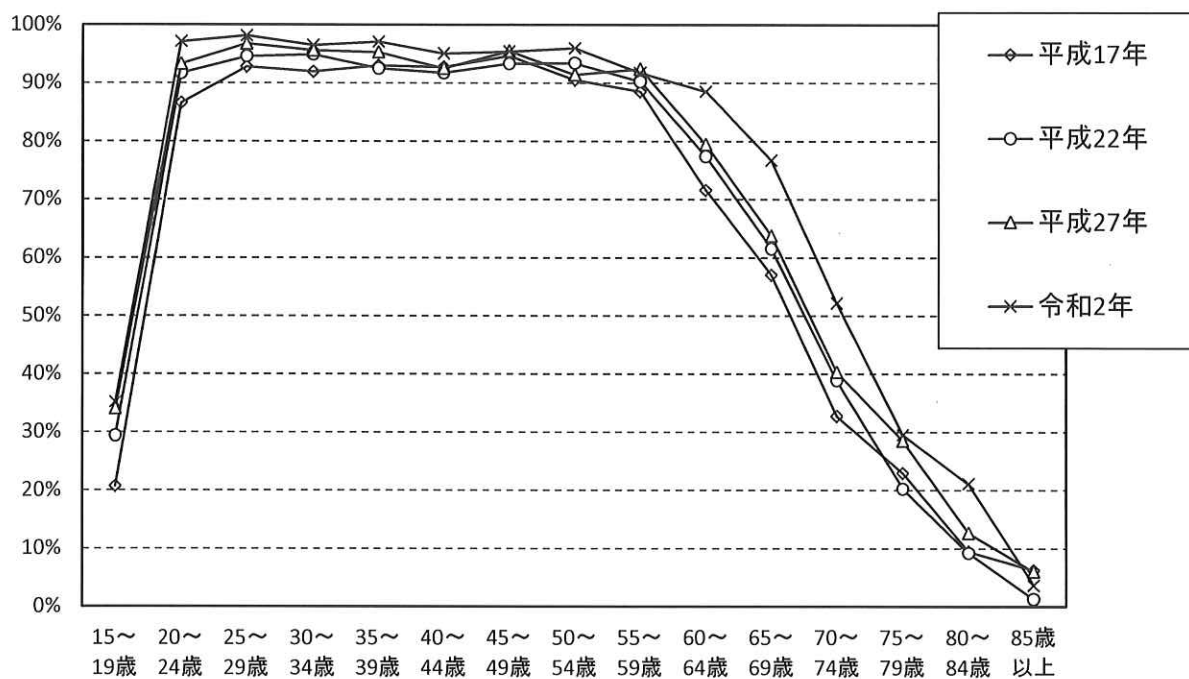
資料：国勢調査

■男女別産業分類（女性）



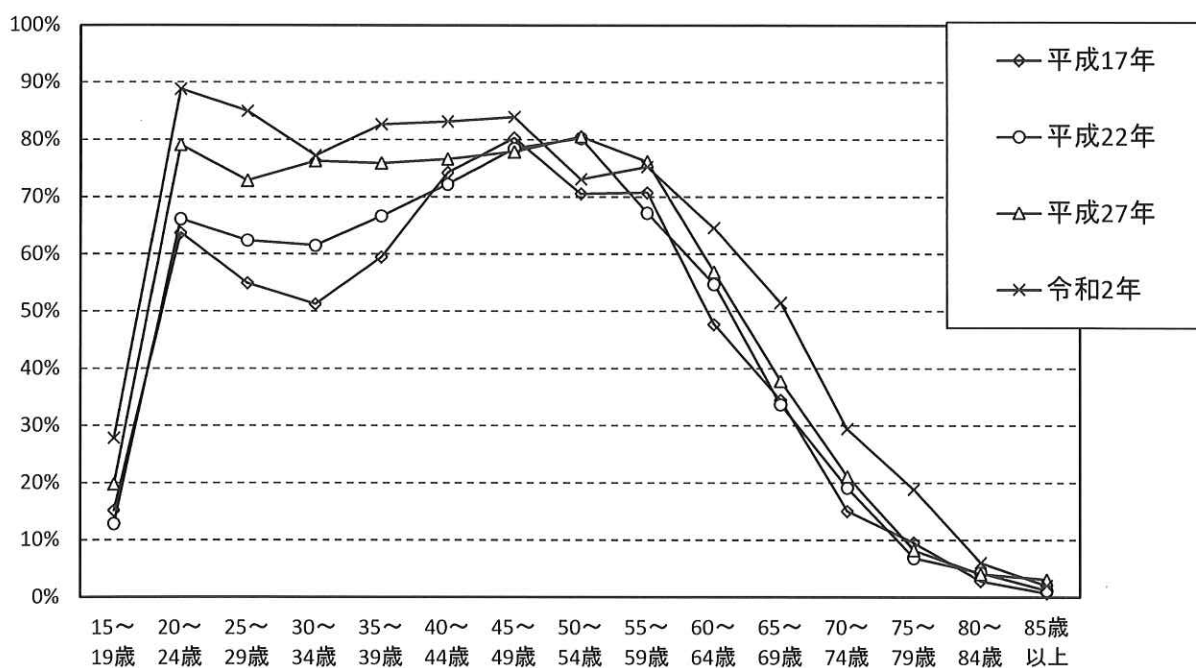
資料：国勢調査

■男女年齢別就業状況（男性）



資料：国勢調査

■男女年齢別就業状況（女性）



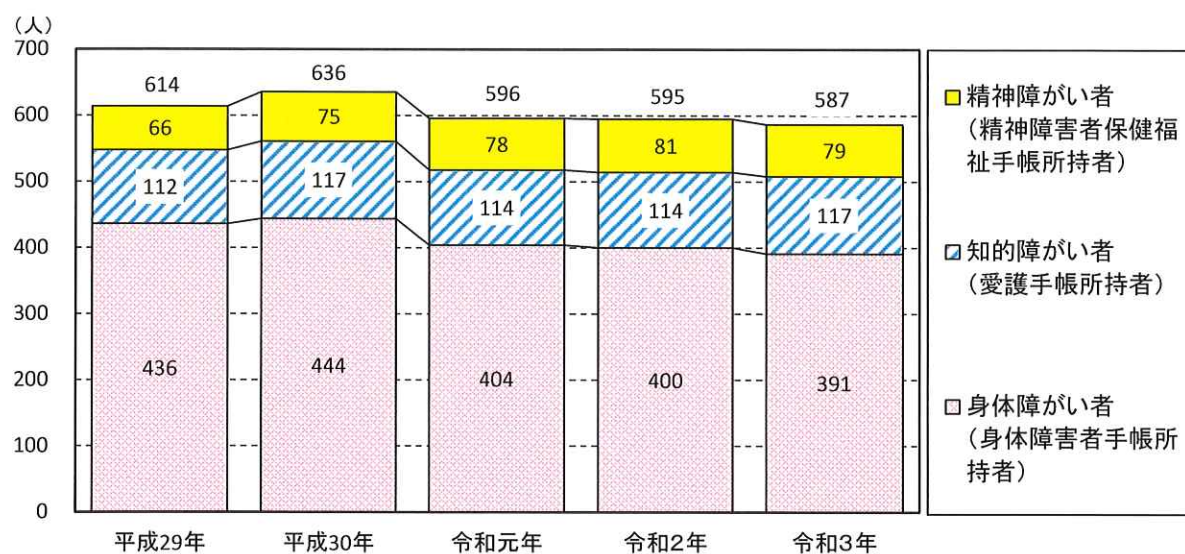
資料：国勢調査

8. 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者を基準として本村の障がい者数をみると、減少傾向で推移しています。

障がい種別でみると、いずれの年も身体障害者手帳所持者が全体の7割近くを占めています。

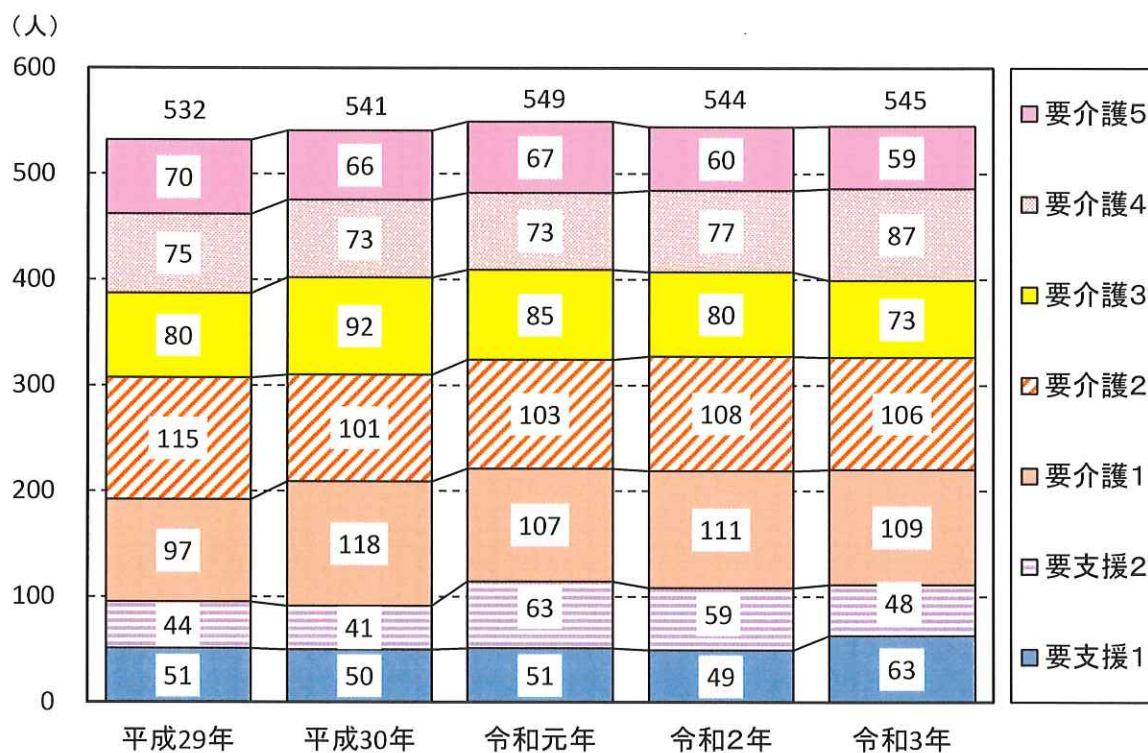
■障害者手帳所持者の推移



9. 要介護等認定者の推移

要支援・要介護認定者は平成 29 年以降増加傾向で推移していましたが、令和元年以降は減少に転じ、横ばい傾向となっており、令和 3 年では、545 人となっています。要介護度別にみると、要介護 1 が最も多く 176 人となっています。

■要支援・要介護認定者の推移

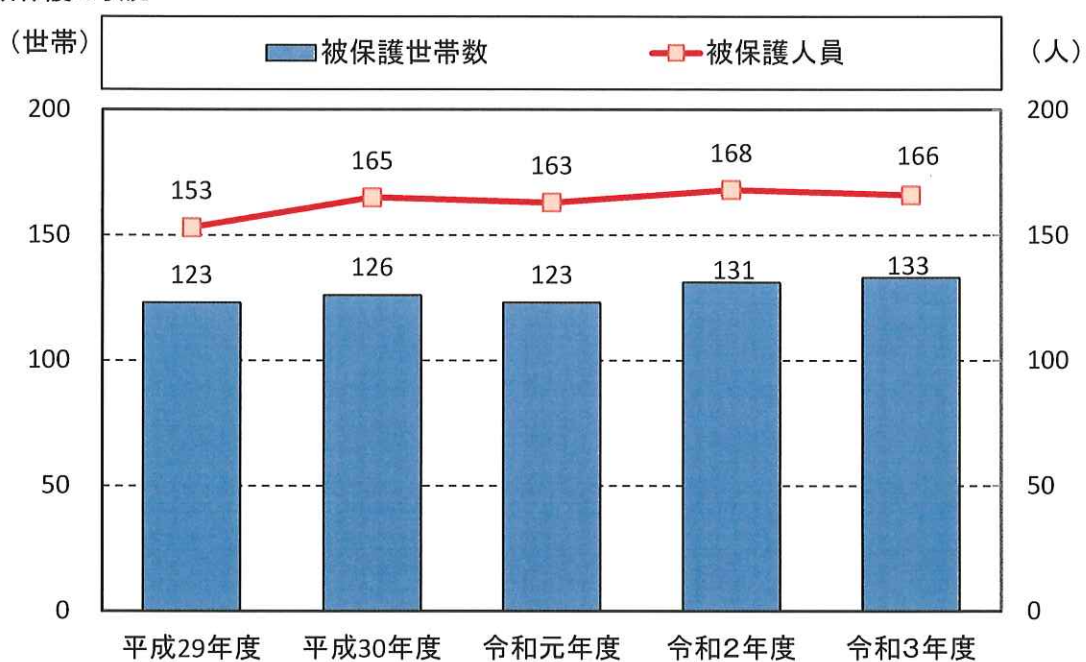


資料：介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)

10. 生活保護の状況

生活保護の状況は被保護世帯数・被保護人員ともに、平成 29 年以降増加傾向で推移しています。令和 3 年度では、被保護世帯が 133 世帯、被保護人員が 166 人となっています。

■生活保護の状況



資料：福祉課

第2節 社会福祉の状況

1. 自治会・町内会の状況

自治会・町内会は地域住民のふれ合いの場をつくり、お互いに助け合い、協力をしていくことで、快適で住みよいまちをつくりあげていくために、地域に住む人々の最も身近な自治組織です。

平成4年11月現在、村内には27の自治会・町内会があります。

2. ボランティア団体等の状況

平成4年12月末現在、村に登録しているボランティア団体は4団体あり、保健、医療、福祉分野で活動しています。

その他にも、保育所や認定こども園、介護保険サービスや障がい福祉サービスを提供する様々な福祉施設などと連携し、子どもから高齢者までの多くの村民が地域福祉を推進しています。

※ボランティア：強制ではなく自発的な意思で、他者や社会のために、金銭的な利益を第一に求めない無報酬の活動をする人のことです。一般的には無償で行うものを指しますが、交通費などの実費や少ない対価を受ける有償ボランティアもあります

3. 社会福祉協議会の状況

社会福祉協議会は、村民や行政・専門家の参加のもと、共に協働して、地域のまちづくりに関する福祉関係機関などとの連絡・調整、調査、企画、事業を行う社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利団体の民間団体です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えている様々な福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、皆で支え合い、学び合いながら、誰もがありのままに、その人らしく住みなれた地域で暮らせることを目指して、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒の健全育成事業など各種の福祉活動を展開しています。

4. 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進のため、地域住民の生活状態の調査や要保護者への保健指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う「民生委員」と、児童の生活環境の改善・福祉・保健など児童福祉に関する援助・指導などを行う「児童委員」という二つの大きな役割を担っています。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童関係機関との連絡・調整、地域を担当する児童委員と一体となって、児童福祉の推進に努めています。

平成4年11月現在、民生委員・児童委員が32人、主任児童委員が2人の合計32人が活動しています。

第3章

基本計画・実施計画・実施事業

- 第1節 基本計画1
地域福祉活動の推進
- 第2節 基本計画2
相談支援体制の強化
- 第3節 基本計画3
在宅福祉の充実と福祉団体の支援
- 第4節 基本計画4
指定管理及び事業の受託
- 第5節 基本計画5
社協基盤の充実強化